



マイシティライフ 218号

平成28年3月1日発行
(年2回発行)

消費者カパワーアップセミナー2015 (第2期) ～消費者力の向上を目指して～ を開催しました!

毎年、消費生活に関する最新の情報をはじめとした暮らしに役立つ情報を専門家から分かりやすく解説いただく「消費者カパワーアップセミナー」を開催しており、1月にも開催しました。

今回は、「老いる前に物の整理を」「誰もが知っておきたい マイナンバーの基礎知識」の2つのテーマについて、それぞれ講師の方からのお話を聴いていただきました。



(1月14日開催「誰もが知っておきたいマイナンバーの基礎知識」の様子)

今号の
消費生活
川柳

ショッピング ワクワクしても チェックして! (北区在住の方の作品)

コメント

テレビショッピング、カタログショッピング、リッチな気分になるお店やすてきなコーディネートのお店。つい、ワクワクして購入してしまいがちです。特に大きなショッピングほどワクワクします。消費力を養ってチェックすること、冷静な気持ちの大切さを表現しました。

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方(中学生以下を除く。)
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキ又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送又はFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

トラフィカ京カード
3,000円分進呈!

回覧して
ください。

光回線サービスの乗換えに関するトラブルについて

相談事例

利用しているインターネット回線について電話がかかってきたので、契約しているA社だと思った。「料金が安くなる」と勧められたので、A社のプラン変更かと思って話を聞いた。工事も不要で今まで通り使えると言われ、電話で指示されながらA社ホームページで手続をし、表示された番号を伝えた。後から届いた書類でB社と契約になっていることが分かった。B社というのは電話で全く言われなかった。A社からB社に変わるのであれば契約をしなかった。元に戻してほしい。



ポイント

NTT 東日本及び NTT 西日本が 2015 年 2 月から光アクセス回線サービスの卸売を開始し、「転用」手続により、他社にサービス乗換えが可能となりました。

「契約事業者が変わると分からなかった」「勧誘時に説明されたようには安くならなかった」「複数のオプション契約が付いた高額な契約であると後で分かった」というような事例があります。

また、乗換え後に契約を解除して、元の事業者と再度契約する場合や別の事業者に乗り換える場合、電話番号が変わったり、工事が発生することがあります。

アドバイス

どの事業者との契約か、事前によく確認しましょう。

安くなると言われても、具体的な契約内容を、事前によく比較しましょう。

途中で解除すると、違約金や切替費用を請求される可能性があるため、事前によく確認しましょう。

困ったときは

速やかに京都市消費生活総合センター（電話 075-256-0800）にご相談ください。

暮らしの
ちえづくり

電力の小売全面自由化が始まります!

～正確な情報を収集し、よく理解してから契約を!便乗商法にも気を付けましょう～

平成 28 年 4 月から、電力の小売全面自由化が始まります。

これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。

「電話 1 本でお宅の電気代が安くなりますよ」「セットで契約すれば更にお安くなります」などの電話による勧誘が行われていますが、今後以下のようなトラブルになる事例が考えられますので、内容をよく確認してから契約しましょう。

注意すべき事例

- ・「〇〇電力より 5% 安く電気を売ります」と言われたのに、それより高い料金を請求された。
- ・契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた。
- ・「電気と〇〇のセットにすれば安くなる」と言われ、求めている商品がセット販売された。



アドバイス

① 国の登録を受けた「小売電気事業者」であるか確認しましょう!

資源エネルギー庁HP 登録小売電気事業者一覧 [検索](#)

電力の小売自由化の制度等についての問合せは経済産業省の専用ダイヤル (0570-028-555) に、小売契約の締結に当たってのトラブルについての問合せは同省の電力取引監視等委員会の相談窓口 (03-3501-5725) に相談できます。

② 契約の内容をきちんと確認しましょう!

例えば、「電気の使用料はいくらか?」「契約期間は?」「解約時に手数料は必要?」など
⇒小売電気事業者は、法律上、消費者に対し説明する義務があります!

③ 停電など困ったときの連絡先を確認しましょう!

⇒小売電気事業者は、法律上、消費者の苦情や問合せに応ずる義務があります!

怪しい電話があった、契約に際してトラブルになった、不安になった際には、消費生活総合センター (075-256-0800) にご相談ください。

消費生活総合センターのご案内



クーリング・オフマン

相談無料

相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

- センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL 257-9002)**を受け付けています(午前10時～午後4時、電話相談のみ)。
- ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。

京都市 インターネット消費生活相談

検索

■交通事故相談

☎256-2140

■法律相談(問合せ)

☎256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時15分 ～午後3時45分	15名	当日午前9時から 整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日 午前9時から 電話予約
第2・第4水曜	午後6時 ～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

弁護士による法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所地域力推進室法律相談担当にお問い合わせください。

■多重債務相談

☎256-3160

さいおぜロ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

出前講座のご案内

消費生活総合センターでは、悪質商法の手口と対処方法について、消費生活専門相談員を派遣して市民の皆様に分かりやすく解説する出前講座を実施し、市民の皆様にも有効な情報をお伝えしています。

申込みや詳細につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

- 市内に在住、在勤又は通学される方々の団体、グループが対象です。
- 参加者10名以上で、お申込みください。
- 内容や時間はご相談に応じますが、会場は、申込者においてご用意ください。

京都市文化市民局暮らし安全推進部

消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル 西館 4階

TEL 256-1110 FAX 256-0801

京都市消費生活総合センター

検索

(閉庁日) 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/平成28年3月 京都市文化市民局暮らし安全推進部消費生活総合センター
京都市印刷物 第275322号



再生紙・ベジタブルオイル
インキを使用しています